

平成30年8月30日

磐田市長 渡部 修 様

磐田市議会議長 増田 暢之

磐田市民文化会館跡地及び今之浦市有地等利活用基本方針（案）に対する
第一次提言について

現在、市当局においては、施設移転が予定される市民文化会館及び文化振興センターの跡地と、近接する今之浦市有地及び今之浦公園の一体的な利活用に関して検討が進められており、先に実施されたパブリックコメントにおいても 213 人の市民から、307 件もの意見が寄せられました。

市議会としても、都市計画マスタープランにおいて中心都市拠点と位置づけられている当該エリアの活性化、にぎわいづくりは緊要な課題であると認識し、当局における議論やパブリックコメントの内容を尊重しながらも、議会としての責任ある議論・提案を行うべきと考え、特別委員会を設置したものであります。

最終的な提言については今少し時間を要することとなりますが、現時点において当局に提言すべき内容は下記のとおりであります。今後の方針決定の過程においては、本特別委員会の提言を十分に踏まえた上での対応を求めます。

記

- 1 都市計画マスタープランの記載に基づき、今之浦市有地と今之浦公園については、市民の憩いの場となるよう広く市民ニーズを反映した計画（案）を作成すること。
- 1 時代に応じて変化するニーズを捉えるため、市民文化会館及び文化振興センターの跡地利活用に関する計画策定には十分な期間を設け、専門家や市民の意見を取り入れる体制づくりを行い、同時に市民の理解を得る取り組みを継続的に行うこと。
- 1 都市計画マスタープランに謳われている当該地区のまちづくり方針を具現化するため、市民文化会館及び文化振興センターの跡地に関する基本方針決定に先立ち、まちの賑わい、回遊性を見据えた全体計画（案）を策定し、市民及び議会に示すこと。
- 1 長期にわたる事業となることも考慮し、公共施設等総合管理計画や他事業の進捗状況、財政見通し等を示した上、将来世代の重い負担とならぬよう留意すること。
- 1 議会に対して、継続的な情報共有及び意見交換の場を設定すること。